

男女間の賃金格差解消に向け 女性の活躍に関する「情報公表」を進めましょう！

男女間賃金格差は、長期的に見ると縮小傾向にあります。依然として大きい状況にあります。

男女間賃金格差の現状を踏まえて、更なる縮小を図るため、令和4年7月8日に女性活躍推進法に関する制度改正がされ、情報公表項目に「男女の賃金の差異」を追加するとともに、常時雇用する労働者が301人以上の一般事業主に対して、当該項目の公表が義務づけられています。

中小企業のみならず、女性活躍に関する取組を進めるとともに、情報を積極的に公表していくことが望まれます。

情報公表には、「女性の活躍推進企業データベース」を活用し、自社の情報公表を進めましょう。

利用
無料

女性の活躍推進企業 データベース

「女性の活躍推進企業データベース」は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（行動計画）と、自社の女性活躍に関する情報を公表するためのウェブサイトです。

女性活躍推進法に基づく行動計画、自社の女性活躍に関する情報を、
「女性の活躍推進企業データベース」で公表しましょう！



- ☑ 女性活躍推進法により、従業員数101名以上の企業は、一般事業主行動計画の策定・届出及び女性活躍に関する情報公表が義務づけられています。
- ☑ 情報公表については年1回以上の更新が義務付けられています。
- ☑ 「女性の活躍推進企業データベース」に登録すると更新の時期をメールでお知らせします。



ご利用企業の声

就職活動生から、このサイトを見て当社を選んだという声があった。



学生は公表情報を確認し他社と比較している。積極的な開示はプラスになる。



男女の賃金差異の情報公表に係る企業の好事例を紹介しています！！
厚生労働省ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

【問い合わせ】

愛媛労働局 雇用環境・均等室
電話 089(935)5222